

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
漁業法第65条 水産資源保護法第4条 各都道府県漁業調整規則	遊漁者等が使用できる漁具漁法については、各都道府県漁業調整規則「海面における遊漁と漁業との調整について(ガイドライン)」(平成14年12月水産庁長官通知)	d	-	遊漁者等に係る規制については、水産資源の保護、他の漁具・漁法との競合状況や漁場利用調整等の観点から各都道府県知事が漁業調整規則によって整備し、運用を行っている。 仮に、お尋ねのカヌー及びローボート(手漕ぎ船)によるライト・トロリングに規制がかかるとされた場合でも、その規制が実態に即さないか判断された場合、漁業調整上支障のない範囲で各都道府県知事が規制の解除を行うことができることから、現行制度下において対応可能である。	-					z14001	農林水産省	カヌー、ローボートによるライト・トロリングの解禁	5011	5011001			山田 貴	1	A	カヌー、ローボートによるライト・トロリングの解禁	カヌー、ローボート(1人で航海)によるライト・トロリングの解禁(ひき縄釣りでないことと定義付け)	(農林)漁業体験民泊の体験メニューとし、グリーンツーリズムによる地域活性化。カヌーツアー時のメニューとし、集客の拡大	「ローリング」は、釣糸及び釣針を用いて、航行している船舶をもって行うひき縄釣りに該当し、船舶を航行させながら広範囲の漁場を利用するため、水産資源の保護及び漁場調整の観点から各都道府県が検討を行うものとされている。 ひき縄釣りは船舶をもって行うとしており、船舶とは、商法上では、商行為をなす目的で航海の用に供せられる船で機軸船以外のものを言い、カヌー、ローボート(手こぎ舟)は船舶にあたらぬ。又船舶法においては、船舶法の適用のない船である。よってカヌー、ローボートからローリングをおこなうことは船舶をもって行うひき縄釣りにあたらぬとしてもらいたい。 又、人力のための動力船のような広範囲の移動、長い時間の走行はできない。又ローリング釣りの最適スピードも長くは維持できない。よって大量に釣ることはなく水産資源の保護に大きな支障は及ぼさない。 海面における遊漁と漁業との調整について(ガイドライン)平成14年12月水産庁長官通知がでているにもかかわらず、トロリングOKは沖縄県、滋賀県、海田漁業調整委員会の承認を受けた場合に限り可能な県は長崎県、静岡県であり、解除は進んでいない。解除に向けてい	漁業法第65条 水産資源保護法第4条 各都道府県漁業調整規則 海面における遊漁と漁業との調整について(ガイドライン)(平成14年12月水産庁長官通知)	
	当省所管の独立行政法人、公益法人及び社団法人では国家試験を実施していない	e	-	0						z14002	全省庁	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			(株)アイ・イーシー	1	B	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理・合否判定・通知業務までの一連の作業事務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると認めます。 管理栄養士・社会福祉士・衛生管理者(厚生労働省)、行政書士(総務省)、国内旅行業取扱主任者、一般旅行業取扱主任者、宅地建物取引主任者(国土交通省)、危険物取扱者(消防庁)の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を要望致します。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府管掌でなくてはならない明確な事由が見当たらないこと、民間に出来ない事由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全省庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないというもの。各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務負の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。
	各府省で実施する統計調査業務は、各府省で処理することとなっている。なお、各府省の統計調査結果の提供については、総務省統計局が運用する「統計データポータルサイト」による一元的な提供が行われる。	d	-							z14004	厚生労働省・農林水産省・国土交通省	統計業務	5072	5072004			民間企業	4	B	統計業務	各府省庁や統計局で実施している統計業務	各府省庁や統計局で実施している統計業務を横断的に一元管理・運営を行う。	各府省庁の統計業務を一元管理・運営することによりシステム構築費や運用費、人件費が大幅に削減できる。また統計利用者にとっても省庁を横断して検索が可能になるなどサービスの向上が期待できる。		
	一部実施済	d	-							z14005	全省庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	5075	5075002			クレジットカード普及連絡会(クレジットカード29社別紙参加カード会社社名一覧を参照)	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した。政府における物品購入・支払いシステムを実現し、政府の物品調達・支払いに関するコスト削減や業務プロセスの効率化を実現していきたい。については、会計法や予算決算及び会計令等において、本要望を妨げる規定がある場合は、その規定をご指摘いただくことも制度を改正していきたい。	各府省庁において実施されている、物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム(政府購買専用カードの発行、決済スキームの活用、共同アウトソーシングスキームの構築等)を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認。効果が認められた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入している。政府物品調達・支払業務におけるコスト削減・効率化において大きな成果を上げていた。米国では年間14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考えられるため、関係府省において検討をお願いしたい。	〔ご参考〕クレジットカードシステムを導入している諸外国(米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、ペルー、リコ等) 物品調達に限定するものではなく、政府からの様々な支出においてクレジットカードシステムを導入している国々	

該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
農地法第3条第2項第4号、第5号及び第8号	農地の権利取得に際しては、農地がきちん効率的に利用できることを確保する観点から、権利取得者が必要となる農地取得後、一定以上の通作距離等から見て、農地を効率的に利用できることが要件とされている。	C	-	左の農地の権利取得要件は、農地がきちん効率的に利用されることを確保する観点から設定されたものであり、山間部等の農地であっても、そのような農地が新たに取得される際には、きちん効率的に利用できる者に取得される必要があります。これらの要件の全てをご希望の内容どおり緩和することになると、きちん農地を管理できない者の取得により、耕作放棄や荒らし作等といった農地の荒廃が進むおそれもあることから適当ではないと考えます。山間部等の効率的な耕作が困難である農地の有効利用を図るため、10アール未満の小規模な単位で農業者以外の者の利用を促進しようとする場合につきましては、特定農地貸付け制度に関する法律及び市民農園整備促進法による特定農地貸付け制度を活用すれば、農地法の許可を受けずに農地の貸し借りが行なわれますので、ご提案の趣旨は実現できるものと考えます。また、農地の権利取得要件のうち、いわゆる通作距離につきましては、現行の条文でも、道路網の整備状況等を勘案し運用に要する時間を考慮し、判断		2000年農林業センサスによると耕作放棄地(約34万ha)のうち、約55%が中山間地域において発生しており、中山間地域において今後とも耕作放棄地が増えていくよりは、同地域に限り、個人の農地の権利取得の要件を一層緩和(例、農作業常時従事(年150日以上)の緩和、農地面積の下限50アールの緩和等)について検討すべきと考えたい。	214006	農林水産省	農地法が前提している大規模農業が成り立たない農地の規制緩和			農地法が前提している大規模農業が成り立たない農地の規制緩和	5081	5081001			連塾	1	A	農地法が前提している大規模農業が成り立たない農地の規制緩和	山間部の地盤改良できない、使い勝手の悪い、農機具が入らない小規模農地まで、農地法の適用を受けるのは、生産力の強い、効率高重している農地法の精神からして無理がある。上記の効率的に田畑は農地法を緩和して国民のニーズに合った政策を取った方が国益である。又農業者だけでなく、今後多くなる定年退職後の団塊世代若者、若者に、規模は小さくても効率的に調整区域、農業振興地域の田畑の売買、賃貸が簡単に来るようしてほしい。上記の効率的に田畑の田畑の賃貸借ニーズは少ない、又賃貸したケースで田畑を売却しようとした場合は、何時でも所有者が自由に処分が出来ない、よって賃貸より売買の方が、効率的悪い小規模農地は多くなる。	小規模農地で、山間部の能率の悪い農地を前提に、農地法3条2項4号(昭45.9.3045農地)2802号次官通達年150日以上農作業従事を義務付けているのを、年30日以上と緩和する。農地法第3条2項5号農地下限面積制限、農地経営面積50アールを1アール以上とし、農業したい国民は出来やすくする。農地法3条2項8号住所と農地の通作距離の規制緩和、道路網が整備されて来ており距離より時間も考慮した条文とする。	農地法第3条2項4号常時従事しない場合権利取得の禁止(昭45.9.3045農地)2802号次官通達年間農作業従事日数150日以上農地法第3条2項5号下限面積制限農地経営面積50アール以上農地法3条2項8号効率的に利用しない場合の権利取得の禁止住所と農地の通作距離の規制		
平成10年11月30日金融監督庁・大蔵省・農水省告示第14号系統金融機関向けの総合的な監督指針 -2-7-1	組合の子会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものは、営むことが認められない。	a	-	ご提案の各組合のグループ内の信用保証会社に係る業務制限(事業性ローンの取扱い禁止)については、平成18年度までに撤廃することといたします。その際、当該組合の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、当該グループ内の組合の事業性ローンに係る保証は(禁止を含め)別途の取扱いとすることを検討いたします。						214007	金融庁・農林水産省	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	5083	5083003			全国農協中央会・農林中央金庫	3	A	信用保証業務を営む子会社の業務範囲の拡大	信用保証業務を営む組合の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことができるようにする。	組合の子会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められない。事業性ローンに係る信用保証が追加されれば、担保・個人保証に依存しない事業性ローンが可能となり、地域の中堅・中小企業に対し柔軟性のある保証サービスが可能となる。	金融監督庁・大蔵省・農水省告示第14号系統金融機関向けの総合的な監督指針 -2-7-1		
投資顧問法第31条商品ファンド法第33条等	認可投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがない」と認められるものについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、他の業務を営むことができる。また、商品投資顧問業者は、業務に関して事後届出が必要。	d	-	投資一任契約に係る業務を行う証券投資顧問業者は、その他の資産を運用することについて、公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば、承認を受けて業として運用することは可能であると考える。また、商品投資顧問業者に関しては、承認手続は必要なく、事後に届け出ることにより、その他の資産を運用することができる。						214008	金融庁・農林水産省・経済産業省	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	5099	5099001			オリックス株式会社	1	A	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	現在、商品投資顧問業者が証券投資顧問業の一任業務の許可を受け、商品投資顧問業との兼業が認められた場合でも、有価証券以外の金融先物取引、外国為替等先物取引の投資顧問・運用業務については明確化されていない、これを認め、海外でManaged Futuresと呼ばれる投資商品の運用を可能とすることを要望する。同時に、現在検討されている投資サービス上の運用業者において、Managed Futuresの運用を認めることを要望する。	従来、Managed Futuresを運用するためには、海外に資金を持ち出した上で海外の運用業者に委託しなければならなかったが、国内での運用が可能になり、市場の活性化が実現し、投資家のリスク分散も可能となる。	これまで本邦投資家がManaged Futuresで運用しようとした場合、海外に資金を持ち出した上で海外の運用業者に運用させることとなっていた。本要望が実現すれば、日本の法規制に基づき(商品ファンドとは異なり、運用対象や金額等の比率・制限等がないManaged Futuresの運用委託が可能となる。日本の場合は証券投資顧問業と商品投資顧問業が厳格に規制となっており、仮に両ライセンスを取得しても、運用対象と指定されていない先物取引で運用できない。米国のような横断的なルールとして現在検討されている「投資サービス法」上でManaged Futuresの運用をみとめていたいただきたい。		
獣医師法第17条	【獣医師法】獣医師法第17条において、獣医師でなければ、飼育動物(牛、馬、めん羊等)の診療を業務として行えないと規定されている。	C	-	獣医師法第17条は、飼育動物の診療を業務とすることを獣医師のみに認めているが、この「診療」とは獣医師の獣医学的診断及び技術をもってするのではなく、飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある一切の行為を意味する。これは獣医学的知識や技術が欠如した者が当該行為を行えば、当該動物に危害を及ぼすのみならず、伝染性疾患のまん延や薬剤耐性菌の出現等、我が国の畜産業の発達を妨げ、動物に対する保健衛生や公衆衛生上大きなへい害を生ずるおそれがあるためである。第17条の解釈を変更し、獣医師以外の者が当該行為を行うことを認めることは、上記に示した問題を生じさせるおそれがあるため適当ではない。						214009	農林水産省	獣医師法第17条の診療解釈をとりやめて頂きたい	5102	5102001			八幡利初	1	A	獣医師法第17条の診療解釈をとりやめて頂きたい	獣医師法第17条は、獣医師でなければ飼育動物の診療を業務として行えないと定まっているが、行政は診療は飼育動物の診療治療その他獣医師の獣医学的診断及び技術によるのではなく、おぼす恐れのある一切の行為。	畜産における生産目的の行為が、畜産農家や畜産の技術者が自由に責任をもって生産目的の行為を行うことができる。	獣医師法で規制している診療は行政により前述のとおり解釈されて執行され、畜産農家や畜産技術者が責任をもって、自由に生産目的の行為を行うことができない。特に直腸からの妊娠鑑定、去勢繁殖促進ホルモンの注射等は特に難しい、妊娠鑑定は全国的レベルで規制され、その歴史は約50年以上におよび昭和23年に廃止された勅令の獣医師会令にさかのぼると思われる。なお、何の資格のない者が生産目的の行為を自由に行うことは担保のないことが懸念されるが、畜産の生産科学の教育が行き渡っており、またよい世評を得ている者だけが行うことになる。また、刑法の財物損壊罪、民法の損害賠償に該当することから、みだりに実施することではない。	獣医師法第17条で定めている診療の解釈があります。	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
家畜改良増殖法第11条の2第1項	学術研究を目的とする場合等の例外を除き体内受精卵の採取と処理は獣医師のみ認められている。	C	-	体内受精卵の採取・処理は、子宮内の灌流(子宮内部を洗浄し体内受精卵を取り出すこと)、子宮内への抗生物質の投与という高度な獣医学的診断と技術を要し、このような業務は、獣医師法第17条に規定する飼育動物の診療業務に該当することから、家畜人工授精師による当該業務を認めることは困難である。						z14010	農林水産省	家畜改良増殖法による規制を解除して頂きたい。	5102	5102002			八幡利初	2	A	家畜改良増殖法による規制を解除して頂きたい。	家畜改良増殖法第11条の2による、家畜体内受精卵の採取と処理は獣医師とされているが、家畜人工授精師を加えて頂きたい。	家畜生産の促進が図られ家畜の生産費用が軽減される。家畜人工授精師や畜産の技術者が参入できる。	家畜の改良を促進する目的で、体内受精卵を採取処理をし、移植をするものであるが、人工授精と並んで、家畜改良増殖の手段である。家畜体内受精卵の採取処理は獣医師のみに認められ家畜人工授精師は移植のみ認められている。採取と移植の行為は、体内で手探りにより行う行為で、人工授精師が最も得意とするところであり、採取と移植の行為には共通点も多い。家畜改良の促進から考えれば、獣医師と家畜人工授精師を別にすることでない。	家畜改良増殖法第11条の2第1項前段は、獣医師でなければ家畜体内受精卵を採取し処理してはならないと定められている。	
組合等登記令第3条第3項、第12条	従たる事務所の登記事項は、主たる事務所の登記事項と同様。代理人の登記は、これを置いた事務所において行う。	C	-	組合等登記令は、農林中央金庫法のほか、多数の法律の委任を受け、各種法人の登記手続を一元的に定めたものであり、従たる事務所の登記事項のような主要な点に関し、農林中央金庫法についてのみ別異の手続を定めることは困難です。 なお、今般、公益法人制度改革により、各種法人法制について、大幅な改正が見込まれているところであり、これらの動向を踏まえ、要望事項に関する改正の要否についても検討を行う予定です。						z14011	法務省・農林水産省	農林中央金庫の登記事項の簡素化	5104	5104001			農林中央金庫	1	A	農林中央金庫の登記事項の簡素化	農林中央金庫の登記事項に関して、会社法ならびに銀行法等と同等の簡素化を要望する。		会社法の制定に伴い、会社の登記事項が簡素化され、銀行法、農協法、水協法等の各業法においても会社法と同様の登記事項の簡素化が実現することとなったが、農林中央金庫の登記事項を定める組合等登記令(改正案)においては、会社法に準じた登記事項の簡素化が行われない見込みである。このため、登記事務負担を軽減し業務効率化を図る観点から、他業種と同等の簡素化を要望するもの。	組合等登記令第3条第3項 従たる事務所における登記事項。 組合等登記令第12条 代理人の登記	
国家公務員法第103条	1. 団体等への国家公務員の再就職については、閣議決定等を遵守する。 2. 認可法人及び国と関係を持つ公益法人への役員への就任については、内閣官房長官に報告。	d	-	団体等への国家公務員の再就職については、閣議決定等を遵守し適切に対処しており、また、再就職状況についての透明性を確保するため、本府の課長・企画官相当職以上で退職した職員の再就職状況の公表を行っており、本府省課長相当以上の退職者が認可法人及び国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への就任した者の公表を本年から行う。						z14012	全省庁	行政機関の役員退職職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子ども無煙環境を推進協議会	14	A	行政機関の役員退職職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役職の)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体(例えば「J」や「たばこ協会、販売組合など)に就職することは、天下りであって癒着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政と、管理監督される側は、天下りなど人事を通して癒着の事例が多いため、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	人事院等の法令	
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条、46条、加工原料生産者補給金等暫定措置法第13条、14条の2、14条の3、14条の4	WTO協定に基づき、米麦や乳製品について国家貿易機関による輸入を実施	C	-	国民に対して、食料を安定的に供給することは国の基本的責務であり、我が国は、国内の農業生産や国民の食生活に占める地位に鑑み、極めて重要な品目については政府の責任において国内需要に見合う量を適切に輸入し、安定的な価格で国内市場へ供給する観点から、国家貿易機関による輸入を実施しているところである。この国家貿易機関はWTO協定上認められた存在であり、輸入の実施に当たっても、WTO協定に基づき適切に行っているところである。従って要望の措置は困難である。						z14013	農林水産省	国家貿易の介入	5112	5112001			オーストラリア	1	A	国家貿易の介入	日本政府は、国民のために食料安定供給を維持することが政府の基本責任であると述べている。日本政府は、日本の国内生産ならびに日本人の食生活を考慮して、国民の需要に合わせて国家貿易機関を通じて特に重要な食料を適切に輸入し、安定価格でそれらの食料を供給していると述べている。オーストラリアは日本に対して下記の件を要望する。 (i) 政府の述べた目的がどの程度達成されているか、これらの政策の影響や国家貿易制度によって正味どれだけの恩恵が得られるかを評価するため、政府から独立した機関を通じて、これら政策をオープンで、透明な見直しを行うべきである。 (ii) こうした独立した見直しの結果を日本政府は公表し、公に回答すべきである。	オーストラリアは、日本の規制改革推進計画のもとで、これまで全ての要望書で国家貿易機関の問題を提起してきた。オーストラリアは、今日までに日本からの受け取った回答により、提起した問題の幾つかに対して日本政府が取り組んできたことを認識している。しかしながら、オーストラリアは、国家貿易機関の運営について、特にこうした機関がより低価格の食料品から享受できる恩恵を日本の消費者から奪っていることに、依然として懸念を持っている。価格を低くすることは、消費者の利益となり、経済効率を促進し、改革の支援を強化することになる。	農林水産省食糧部のような国家貿易の独占輸入機関は、価格設定(輸入のマーク・アップを含む)の権限を有し、貿易自由化により消費者が享受できる潜在的利益を拒んでいる。さらに、農林水産省食糧部や、関与の度合いは少ないものの農畜産業振興機構(ALIC)は、ウルフアイランド合意後も広範な裁量権を持って関税割当を管理し続けている。これは、農林水産省食糧部によるコメ、小麦、その他穀物を含む全ての主食の直接的な管理や、農畜産業振興機構を通じて行われる輸入割当(例えば乳製品)等の権限に基づいているものである。 こうした機関が市場に介入することは、外国の供給事業者と消費者との間に不必要な障壁を設け、国内の消費者価格と国際価格との間にしばしば大きな価格差が継続的に派生している。		

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
関税暫定措置法第7条の5		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置に当たらないため、検討要望事項の対象となり得ない。						z14014	財務省・農林水産省	牛肉のセーフガード発動	5112	5112002			オーストラリア	2	A	牛肉のセーフガード発動	もし、BSE関連の混乱終結後の市場の回復といった通常の市場状態の帰結としてセーフガード発動レベルに達した場合に対処するために、関税暫定措置法を改正し、自動的なセーフガード発動条項を削除すべきである。この改正により、日本の国が、裁量権を行使し、そのような異常な市場状況においてのセーフガード条項の発動をすべきかどうかを判断できるようにすべきである。	日本の国は、毎年、ある期間の物品に対する関税を譲許税率から実行税率に引き下げるための法律(関税暫定措置法)を決定している。これに関連しているのが、輸入が一定のセーフガード水準を超えると関税が譲許税率に自動的に戻るといった条件を付していることである。輸入牛肉の場合、輸入量が前年度の輸入量の117パーセントという発動レベルを超えると、日本は38.5パーセントの実行税率から50パーセントの譲許税率に関税を引き上げる権利を持っている。もしこの発動レベルを超えると、関税は自動的に50パーセントに引き戻され、「スナックパック」され、その税率は日本の年度末である3月31日まで、あるいは次年度の第一四半期まで維持される。牛肉「スナックパック」条項は、WTOウルグアイ・ラウンド交渉の結果の中に(付録書として)含まれた。この条項は全ての供給国からの輸入牛肉に適用され、1995年度(1995年4月1日)より施行された。米国産並びにカナダ産牛肉の輸入が停止された結果は、2005年度のセーフガード発動レベルが例外的に低くなることを示唆している。もし、米国ならびにカナダ産牛肉の輸入が2005年中あるいは2006年上期に再開されると、2006年度の4-6月期に「スナックパック」関税が発動される可能性がある。オーストラリアの牛肉産業は、米国・カナダと同等の競争力を持つ二つの市場を維持するよう要望する。			
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、関税暫定措置法	外国産小麦については、政府が製粉企業等の実需者の要望に基づき、国内需要分を一元かつ計画的に輸入を行っている。政府以外の方が輸入を行う場合には、基本的にキロ当たり55円の二次関税を支払う必要がある。	e		現在輸入している小麦の産地、銘柄については、製粉企業等の実需者が要望しているものであり、豪州からはASW及びPH(プライムハード)について輸入を行っている。他の銘柄については、今後、実需者の要望があればその輸入について検討することとなる。なお、豪州産小麦については、毎年、AWB(シングルディスク)と食糧部及び実需者との間で、需給状況、現在輸入していない銘柄(他の等級)を含め、詳細な品質等について意見交換を行っている。また、政府以外の方が行う輸入については、関税定率法における免税措置に該当すれば、試験用等の輸入についてキロ当たり55円を支払う必要はなく、無税での輸入が可能となっている。							z14015	農林水産省	オーストラリア産小麦の取扱	5112	5112003			オーストラリア	3	A	オーストラリア産小麦の取扱	(i) 他、主要小麦輸出国に認められた等級の数と少なくとも同じ数の等級は、オーストラリアが輸出できるように、日本はオーストラリアからより多くの小麦等級の輸入を認めるように検討すべきである。 (ii) 日本は、日本の製粉企業がオーストラリアからライアルや試験用に輸入する小麦の二次関税を見直すべきである。これらの目的のために輸入される小麦の二次関税を取り除くことにより、オーストラリアで日本市場向けの小麦生産の研究、開発がより奨励されることになる。	日本は、世界で五番目に大きな小麦輸入市場であるが、日本政府の介入により、小麦加工品価格は、日本の消費者にとって世界市場水準よりかなり高い価格になっている。 【右記要望理由の続き】 ・二次関税は、日本の製粉企業が前年比較でオーストラリア産小麦の特徴に関する情報の入手(小麦の品質は季節によって相当変化することがあるため)を難しくさせ、自家間の小麦貿易を妨げ、日本の製粉企業がオーストラリアで開発された新しい品種やブレンドを試みる機会を減少させている。		
植物防疫法第5条の2及び植物防疫法施行規則第5条の2	植物の病害虫は一旦侵入・発生すると急速かつ広範囲にまん延することから、農作物等に甚大な被害をもたらすおそれがあり、農業生産に多大な影響を与えない、このため、我が国への病害虫の侵入を未然に防ぎ、我が国の農作物等を被害から守ることを目的として、植物防疫法に基づき、全国の主要な海港や空港において輸入される植物等に対する	b		SPS協定等の国際基準では、科学的原則に基づいた植物防疫措置をとることが重要であると考えている。この考えに基づいて、本年4月1日付で、新たに46種の病害虫を非検疫有害動植物として追加したところであり、現在109種類の非検疫有害動植物を指定しているところである。我が国としては、今後とも科学的原則に基づき、非検疫有害動植物等の対象の見直しを行い、適切な検疫措置を実施していくこととしている。							z14016	農林水産省	植物防疫法と非検疫有害動植物の取扱い	5112	5112009			オーストラリア	9	A	植物防疫法と非検疫有害動植物の取扱い	日本の植物防疫に関する研究会報告書に適合するために、日本は、 (i) 上記の点も含め、SPS協定の履行義務に違反する植物防疫法の条項を広範に見直すべきである。 (ii) 有害動植物が既に日本国内に存在し、国際植物防疫条約で定義された公的防除(official control)の対象でない場合は、輸入産品に対し水際での措置も講じないことを明確にする政策声明を公表すべきである。	国際条約や協定の締約国としての権利を行使し、義務を果たそうとしていることを理解している。また、オーストラリアは、日本の植物防疫の研究会においてこれらの問題に関する調査が行われたことを認識している。しかしながら、オーストラリアは、日本の植物防疫法の不備がSPS協定に基づき履行義務に違反するのではないかと懸念している。日本固有種で日本国内に広く分布する有害動植物の輸入品に対する技術的に正当化されない日本の処理が技術的な貿易障壁となっており、これは以下に特記されている。オーストラリアが植物防疫法について懸念しているのは以下の点である。 - "Quarantine Pest" (検疫有害動植物) についての定義が、国際植物防疫条約(IPPC)と植物防疫法の間で明らかに異なり、関連法令においてさらに矛盾が有ること。 - 国際的に同意された"Official Control" (公的防除)の定義が植物防疫法に含まれていない。また、指定有害動植物(designated pests)を定めた現在の植物防疫法の条項はこの定義に不適合であり、増殖目的で輸入される植物を除いても、国際基準で裏付けされていない現在の条項を見直すこと		
	平成13年12月から売却債権担保融資保証制度を利用する場合には、平成17年度中の実施に向け検討中	b		各省庁における統一取扱いについては、当省で回答できる立場ではないが、当省の部分解除範囲の拡大等については、平成17年度中の実施に向け検討中		省庁間での統一対応を願いたい。					z14017	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006		社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。			本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
投資顧問業法第31条 商品ファンド法第33条等	認可投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないことと認められ、内閣総理大臣の承認を受けたときは、他の業務を営むことができる。また、商品投資顧問業者は、兼業に關して事後届出が必要。	d	-	投資一任契約に係る業務を行う証券投資顧問業者は、その他の資産を運用することについて、公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば、承認を受けて兼業として運用することは可能であるとする。 また、商品投資顧問業者に關しては、承認手続は必要なく、事後に届け出ることにより、その他の資産を運用することができる。						z14018	金融庁・農林水産省・経済産業省	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	5118	5118027			社団法人リース事業協会	27	A	単一の企業(資産運用業者)による、海外でManaged Futuresとよばれる投資商品の運用解禁	現在、商品投資顧問業者が商品投資顧問業の一任業務の許可を受け、商品投資顧問業との兼業が認められた場合でも、有価証券以外の金融先物取引、外国為替等先物取引の投資顧問・運用業務について取扱いが明確化されていない。これを認め、海外でManaged Futuresと呼ばれる投資商品の運用を可能とすることを要望する。同時に、現在検討されている投資サービス上の運用業者において、Managed Futuresの運用を認めることを要望する。			これまでは本邦投資家がManaged Futuresで運用しようとした場合、海外に資金を持ち出して海外の業者に運用させることになっていた。本要望が実現すれば、国内でManaged Futuresの運用委託が可能となり、従来の投資商品と異なるManaged Futuresへの投資が容易となり、投資家の分散投資効果が高めることができる。同時に、国内先物市場の拡大、活性化が図れる。また、日本の場合には証券投資顧問業と商品投資顧問業が厳密に規制となっており、仮に両ライセンスを取得しても、運用対象と指定されていない先物取引で運用できない。米国のような横断的なルールとして現在検討されている「投資サービス法」上でManaged Futuresの運用をみとめていただきたい。		
国家公務員倫理法	人事院に国家公務員倫理審査会が置かれ、職員の職務に係る倫理の保持を図ることとされ、各省事務次官が、倫理監督官として、職員に対し、指導等を行っている。	d	-	国家公務員の倫理の保持に資するため国家公務員倫理審査会が置かれ、倫理の保持に関する調査研究、研修等の企画等が行われ、各省において研修等を実施している。						z14019	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題があつたからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	なし			
農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、電子署名を行い、またその電子証明書を添付することとなる。また、申請件数の多い手続については、電子署名に代えてID及びパスワードで認証を行っている。	b	-	申請件数の多い手続については、既に本人確認の簡素化を図っており、今後、その他の手続も含め、利用者視点に立って、本人確認の方法の簡素化等、手続の見直し・改善を検討してまいりたい。						z14020	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続の見直しによる電子化促進	電子的な手続を躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考え、即ち、現在のように全ての手続に一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証なしで簡易に手続きができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえでという条件付にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものと考え、また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。			現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く利用者を呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのコース・高まり、「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。		
	「農林水産省行政手続等の電子化推進に関するアクションプラン」(平成14年8月)等に基づき、行政手続のオンライン化を推進している。	b	-	申請・届出件数が多い手続について、オンライン利用率の目標等を定める「オンライン利用促進のための行動計画」を本年度末までに策定する予定である。なお、電子政府関係手続については、これまでも積極的にモデル事業を活用してきたところであり、今後も成果重視事業の枠組みの範囲内で積極的に対応する。						z14021	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なウェブサービス整備事業(申請・届出窓口の一元化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実に実施して欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のために幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。					

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)	我が国に輸入される動物、畜産物等は、動物検査所又は特定空港・海港内の家畜防疫官が指定する検査場で検査を実施している。	c, e	-	指定検査場所に係る立地条件(港又は飛行場内)を緩和することについては、以下の理由から困難である。 鳥インフルエンザや口蹄疫のような悪性の家畜伝染病は、ひとたび我が国に侵入・まん延し被害をもたらせば畜産業に、ひいては我が国全体の経済社会に極めて甚大な影響を生じることが昨今の情勢からも明らかである。また、食の安全・安心に関する消費者の関心が非常に高まっている中で、水際措置の重要性はますます高まっている。 動物検査は、輸入される動物又は畜産物等(以下「畜産物等」という。)を介して、こうした鳥インフルエンザや口蹄疫等の悪性の家畜伝染病が我が国に侵入することを防止するため実施するものである。輸入された畜産物等は、不用意な取扱を受けることで、直接的又は人等を介して間接的に、家畜伝染病の病原体を散逸する可能性を有しているため、家畜伝染病予防法において、検査を行う場所を港又は飛行場内の家畜防疫官が指定する場所(指定検査場所)に限定している。また、他の貨物と隔離する等を指示するとともに、輸入後遅滞なく家畜防疫官の検査を受けることを義務付けていること。これらの家畜伝染病の		・回答では、指定検査場所に係る立地条件を緩和することは、家畜伝染病の侵入リスクを高めるだけでなく、輸入検査の大幅な非効率化につながり、全国規模で行った場合には、予算、人員の大幅な増加をもたらすものであり、困難であることであるが、要望者からは、次のような再意見が提出されている。 「鳥インフルエンザを例示し衛生管理の観点から検査場所を指定されている旨のご回答がありますが、そうならば、対象が生きた動物と当団体が対象としている1000度以上の煮沸された加工品(鳥など)をそれぞれ分けて衛生基準を設定し、検査場所を指定されておられるのか、御開示願いたい。」 ・このような要望者からの再意見の趣旨を踏まえ、対象物に応じてよりきめ細かな検査場所指定の対応を行うなどによって、指定検査場所に關して要望者の要望内容に沿った緩和ができないか、改めて具体策を検討され、示されたい。	c	-	(1)我が国への家畜伝染病の侵入、まん延のリスクをより低減するため、海外から輸入される生きた動物については、輸入できる場所を、動物検査のための隔離施設を有する動物検査場所が所在する空港及びその近隣の空港である7空港圏に限定しているが、7空港圏と定義された加工品検査場所については、輸入できる場所を全国に広げ空港圏に加え、当該空港圏内の家畜防疫官の指定する場所を検査を実施することとしている。 (2)このように、動物検査においては、家畜伝染病の侵入リスクや同等の動物検査の実施の観点から、検査場所指定を行っている。 (3)前回の回答でも触れたとおり、動物検査は海外からの家畜伝染病の侵入を防止するため、港又は飛行場の水際において強制的に検査を行い、必要に応じて検査場又は畜産物の消毒・消毒等の指令を行うものである。こうした観点から、動物検査においては、家畜伝染病の侵入防止の観点と検査業務の効率性、労働性を考慮するため、輸入される畜産物等を取り扱う場所を港又は飛行場内に限定し、厳格な管理の下で集中的に実施していることである。 (4)農産物等により、指定検査場所に係る立地条件を緩和することは、指定検査場所の実態を踏まえ、水際検査業務の稼働率や家畜伝染病の侵入リスクをより高めるだけでなく、家畜伝染病の移動検査場所が増加することにより、輸入検査の大幅な非効率化につながることとなり、ひいては、こうしたリスク非効率化に対応するため、リスク管理の強化や検査に必要な予算、人員の大幅な増加をもたらすことになり、経済的に対応できないものである。 (5)以上の理由から指定検査場所に係る立地条件(港区域域内又は飛行場区域域内)を緩和することは困難である。 (6)なお、港区域域の限定は港法に基づき港湾管理者たる地方公共団体が行ったことである。	z14022	農林水産省	動物検査指定倉庫の許可条件緩和	5136	5136008			(社)日本ユーロビジネス協議会連合会	8	A	動物検査指定倉庫の許可条件緩和	まず、関税法により、保税倉庫の許可条件が立地条件や税関官署からの距離に制限されている。これをベースに家畜伝染病予防法により畜産物の輸入検査場所は、防疫官が検査に容易に行けることができる立地条件という制限がある。しかし、例として江戸川区にある食料倉庫は防疫官の勤務地点から10km程度に位置しているにもかかわらず、この立地条件により指定倉庫に認可されず、冷凍食品の検査を受けるために余計な輸送を行わざるをえず、規制がコストアップをもたらしている現実がある。指定倉庫の許可基準を現実に則したものに改善してほしい。	まず、関税法により、保税倉庫の許可条件が立地条件や税関官署からの距離に制限されている。これをベースに家畜伝染病予防法により畜産物の輸入検査場所は、防疫官が検査に容易に行ける立地条件という制限がある。しかし、例として江戸川区にある食料倉庫は防疫官の勤務地点から10km程度に位置しているにもかかわらず、この立地条件により指定倉庫に認可されず、冷凍食品の検査を受けるために余計な輸送を行わざるをえず、規制がコストアップをもたらしている現実がある。指定倉庫の許可基準を現実に則したものに改善してほしい。	立地条件により指定倉庫に認可されず、冷凍食品の検査を受けるために余計な輸送を行わざるをえず、規制がコストアップをもたらしている現実がある。	関税法、家畜伝染病予防法、港湾法	